

## 意見募集箇所 山陰海岸国立公園管理計画（案）

## 5 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

## (1) 許可、届出等取扱方針

本地域に係る取扱方針については、自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準（以下「許可基準」という））、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付環自国第 488-3 号自然環境局長通知）」（以下「細部解釈等という」）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成 17 年 10 月 3 日付環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）」（以下「許可、届出等取扱要領」という）及びこれらによらないことができる「山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」によるほか、下記の取扱方針による。

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付環自国第 212 号自然環境局長通知）」（以下「普通地域内処理基準」という）による。

## ① 特別地域にかかる取扱方針

行為の種類	取扱方針
すべての行為	<p>基本方針</p> <p>当該地域における行為については、以下について留意するとともに、各項に掲げる要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然景観及び人文景観を損なわない。</li> <li>・主要展望地、道路及び海上からの眺望を損なわない。</li> <li>・貴重な野生動植物の生息・生育地内での、工作物の新築等各種自然の改変行為は極力避ける。やむを得ず上記の行為を行う場合は、その生息・生育地の分断等の行為による影響が最小限となるよう措置を講ずる。</li> <li>・緑化は、原則として自生種とする。ただし、当該敷地内に既に定着している植物を使用する場合はこの限りでない。</li> <li>・残土は公園区域外に搬出するものとする。ただし自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は、残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、原則として自生種により適切に緑化されることが確実と認められる場合はこの限りでない。</li> </ul>
1 工作物 (1) 建築物	<p>①意匠、色彩及び構造</p> <p>半球形、城郭の形等奇抜な意匠は避け、自然公園にふさわしい外観意</p>

<p>(全域)</p>	<p>匠とし、周囲の風致景観に調和した色彩を用いることを基本とする。</p> <p>ア 屋根の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軒の出のある切妻、寄棟、入母屋型式の屋根とし、陸屋根、片流れ、半球形、カマボコ形、パラペット付等の屋根は認めないものとする。屋根の勾配は10分の3以上10分の10以下とするものとする。ただし、同一敷地内の母屋附帯の車庫や倉庫等の小規模な建築物（建築面積10㎡、仮設にあっては15㎡以下とする）にあってはこの限りではない。</li> </ul> <p>イ 屋根の色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的集落景観を保全するために焦げ茶色又は黒色とする。ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰色、黒色又は茶系色とし、自然素材又は銅板を用いる場合は、素地色も可とする。</li> </ul> <p>ウ 外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、茶色、クリーム色、ベージュ色、灰色とする。ただし、自然素材（焼杉板、漆喰等を含む。）を用いる場合は、素地色も可とする。</li> </ul> <p>② 緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の周辺には、修景のため、建築物ごとに、原則として自生種により緑化するものとする。</li> </ul> <p>③ 浜茶屋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜茶屋の建物規模の拡大は建築面積150㎡以下の範囲とし、それより大きい既存施設については拡大を認めない。</li> <li>・新築する場合は、建築面積150㎡以下とする。</li> <li>・屋根の色彩については、茶色又は青色とする。</li> </ul>
<p>(鳥取砂丘 集団施設地区)</p>	<p>① 意匠、色彩及び構造</p> <p>ア 鳥取砂丘の風致景観の保全に配慮するものとする。</p> <p>イ 公園事業施設を主体とした整備を図っていくよう努めるものとする。</p> <p>② 建築物間の間隔</p> <p>ア 第2整備計画区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂丘センターを中心とする地区（県道湯山鳥取線より北）は、50m以上離す。</li> <li>・鳥取砂丘線道路（車道）沿線については、10m以上離す。</li> <li>・その他の地区は、30m以上離す。</li> </ul> <p>イ 第7整備計画区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30m以上離す。</li> </ul>

<p>(2) 道路</p>	<p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築及び改良に当たっては、自然地形の改変を必要最小限にするものとする。</li> </ul> <p>② 法面</p> <p>ア 長大な切土又は盛土法面が生じる場合にあっては、トンネル・栈道等の工法の導入を図り、高さ及び改変面積を極力抑えるよう配慮するものとする。</p> <p>イ 法面は、原則として自生種により緑化する。</p> <p>ウ 切土法面のモルタル吹付けは認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって、着色又は可能な限り蔓生植物等により緑化されることとなっている場合はこの限りでない。</p> <p>③ 廃道敷</p> <p>ア 改良工事等により廃道となる部分については、原則として自生種により緑化する。</p> <p>イ 路傍駐車帯等とする場合には、可能な限り周辺の自然状況の解説板や卓ベンチを設置するとともに、眺望伐採を検討する。</p> <p>④ 擁壁</p> <p>擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った資材を用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>⑤ 防護柵等</p> <p>ア 防護柵の色彩は焦げ茶色又は灰色とするものとする。なお、車両用防護柵は、橋梁部を除き、ガードケーブル又はガードパイプとし、橋梁部では橋梁用ビーム型防護柵とする。</p> <p>イ 落石防護柵及び落石防護ネットについては、焦げ茶色又は灰色とする。</p> <p>⑥ 橋梁</p> <p>橋梁の色彩は、焦げ茶色又は灰色とする。</p> <p>⑦ 緑化</p> <p>ア 河川や湖、海面に直接隣接する道路にあっては、可能な限り河川等と道路との間に、原則として自生種による修景のための植樹帯を設けるものとする。</p> <p>イ 駐車場の周囲等には、必要に応じて、修景のため、原則として自生種により緑化する。</p>
---------------	---

<p>(3) 駐車場 (全域)</p>	<p>① 基本方針 大規模な地形改変を伴う整備は行わないよう留意するものとする。ただし、建築物（住居等）に附帯する必要最小限の規模のものであって、代替地がなく、かつ、主要展望地及び海上からの眺望に支障を及ぼさないものは、この限りでない。</p> <p>② 緑化 駐車場の周囲等には、必要に応じて、修景のため、原則として自生種により緑化する。</p>
<p>(4) 電柱、鉄塔、アンテナ類</p>	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望の対象に、支障を及ぼさないよう留意するものとする。</p> <p>② 位置 ア 風致景観への影響を考慮して、特別保護地区及び第1種特別地域には設置を許可しない。ただし代替地がなく、風致景観への影響が必要最小限であるものについては、この限りでない。 イ 主要展望地及び海上からの眺望の対象に著しい支障を与えている既存の電柱は、建替えの際に電線の地中化又は、路線変更を行わせるものとする。なお、電力線と電話線が並列する場合は、共架させる。</p> <p>③ 色彩 色彩は、木柱は、素材色又は焦げ茶色の木材防腐剤塗布色とし、鋼管柱及びコンクリート柱は、焦げ茶色または灰色とする。</p>
<p>(5) 無線設備 (電波法第2条)</p>	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望の対象に、支障を及ぼさないよう留意するものとする。</p> <p>② 位置 風致景観への影響を考慮して、特別保護地区及び第1種特別地域には設置を許可しない。ただし代替地がなく、風致景観への影響が必要最小限になるよう配慮されているものについては、この限りでない。</p> <p>③ 色彩 色彩は、焦げ茶色又は灰色とする。</p>
<p>(6) 河川管理施設(河川法第</p>	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望の対象に、支障を及ぼさないよう留意</p>

3条)	<p>するものとする。</p> <p>② 護岸等の施設 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った資材を用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合は、この限りでない。</p>
(7)屋外運動施設	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上からの眺望の対象に、支障を及ぼさないよう留意するものとする。</p> <p>② 緑化 施設の周囲等には、必要に応じて修景のため、原則として自生種により緑化するものとする。</p> <p>③ 色彩 舗装等を行う場合は、素材の色を残すことを基本とするが、着色する場合には、茶色、灰色又は緑色とする。</p> <p>④ 附帯施設 ア 夜間照明施設は、公園事業道路、主要展望地及び海上から望見されない場合に限るものとする。 イ フェンスの色彩は、茶色、灰色又は緑色とする。</p>
(8)その他の工作物 (全域)	<p>① 基本方針 設置する工作物が、風致景観に支障を及ぼさないよう、設置の位置、規模、構造、色彩等に配慮するものとする。</p> <p>② 自動販売機 自動販売機を設置する場合は、建物の庇の下に設置するか、又は木材等により外側を囲う等により、風致景観への影響を軽減させるものとする。</p>
(鳥取砂丘周辺) (2特)	<p>ライトアップ等を目的とした工作物 鳥取砂丘周辺から砂丘内に照明をあてるための工作物の設置は認めないものとする。</p>
2 木竹の伐採	<p>基本方針 ア 公園利用施設から20m以内の木竹の伐採は極力控える。ただし、周辺景観とのバランス及び自生種の保全を考慮した上での展望地点での眺望伐採は、この限りでない。</p>

	<p>イ 巨樹（概ね胸高直径1.0m以上）にあつては、努めてその保護を図る。</p> <p>ウ 特別保護地区は禁伐、第1種特別地域は単木択伐とする。ただし、危険木、マツクイムシ等病害虫による枯損木及び風致景観上支障となっている木竹についてはこの限りでない。</p>
3 土石の採取	<p>基本方針</p> <p>土石の採取跡地については、原則として自生種により緑化するものとする。</p>
4 広告物 (1) 指導標、誘導板及び案内板	<p>① 基本方針</p> <p>ア 乱立は避けるものとする。また、既設物については維持管理に努め、老朽化したものは撤去するよう指導するものとする。</p> <p>イ デザインは簡素なものとする。</p> <p>② 位置</p> <p>眺望の妨げにならない場所とする。</p> <p>③ 材料、色彩等</p> <p>ア 材料はできるだけ木材、石材等の自然素材を使用するものとする。</p> <p>イ 色彩は支柱及び文字盤が焦げ茶色の場合は、文字は黒色又は白色、支柱及び文字盤が青色又は白色の場合は、文字は白色又は青色とすること。ただし文字盤等が自然素材の素地色の場合は、文字は黒色、白色又は青色が認められる。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限の使用にとどめるものとする。</p>
(2) 事業用広告物	<p>① 基本方針</p> <p>店舗、事務所、営業所等の敷地内において、設置目的に照らして必要と認められるものに限るものとする。</p> <p>② 材料、色彩等</p> <p>ア 材料はできるだけ木材、石材等自然素材を使用するものとする。</p> <p>イ 色彩は支柱及び文字盤が焦げ茶色の場合は、文字は黒色又は白色、支柱及び文字盤が青色又は白色の場合は、文字は白色又は青色とすること。ただし文字盤等が自然素材の素地色の場合は、文字は黒色、白色又は青色が認められる。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限の使用にとどめるものとする。</p> <p>③ 袖看板</p> <p>建築物に標示（掲出、設置）する場合は、庇の下、壁面に設置するも</p>

	<p>のとする。表示面の面積の合計は1.8㎡以下とする。</p> <p>④立て看板 高さは3m以下、表示面積は1.0㎡以下とするものとする。</p> <p>⑤同一敷地内の表示面積 同一敷地内に設置並びに表示する事業用広告物は、合計で5㎡以下とするものとする。</p>
<p>5 水面の埋立て</p>	<p>① 基本方針</p> <p>ア 自然海岸での水面の埋立ては、風致景観及び自然環境に及ぼす影響が大きいため、漁港区域及び港湾区域以外では認めないものとする。なお、漁港区域及び港湾区域内であっても、自然海岸及び海浜の保全に留意するものとする。</p> <p>イ 水面の埋立てによって生ずる潮流の変化が、周辺海岸や海中公園に影響を及ぼす恐れのあるものについては認めない。</p> <p>② 工法等</p> <p>ア 護岸等は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った資材を用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合は、この限りでない。</p> <p>イ 工事中は、海水の汚濁防止措置を講ずるものとする。</p>
<p>6 土地の形状変更</p>	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上からの風致景観に支障を及ぼさないよう留意するものとする。</p> <p>② ゴルフ場 ゴルフコースの規模の拡大は認めない。なお、コースの付け替えの場合であっても、ゴルフ場内の既存コース面積の増加を伴うものは認めない。</p> <p>③ 作業ヤード 工事現場以外での単独の作業ヤード造成は認めない。</p> <p>④ 農地 砂丘畑の造成については、農地として利用されることが明らかな場合以外は認めない。</p>

## ② 普通地域にかかる取扱方針

許可、届出等取扱要領及び普通地域内処理基準によるほか、下記の指針により指導するものとする。

なお、ゴルフ場については「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について（平成2年6月1日環自保第343号自然保護局長通知）」によるものとする。

### 記

ア 城崎温泉地区については、良好な自然環境を保持し、伝統的な温泉の街並み保全に配慮するものとする。なお、建物全体のデザインは、和風を基本とし、周囲の風景と調和するよう配慮するものとする。

イ 自然海岸での突堤、護岸等の設置は極力避けるものとする。ただし、防災を目的とした工作物で、災害が既に発生した場所、あるいは、災害発生の危険が明らかで他の方法では所期の目的が達成できない場合はこの限りでないものとする。

ウ 自然海岸の地先については、離岸堤及び消波ブロックを設置しないものとする。ただし、災害が既に発生した場所、あるいは、災害の危険が高いことが明らかであり、他の方法では防災の目的を達成することができない場合、また砂の流出防止に寄与する場合においてはこの限りでない。

なお、この場合であっても、海水浴場等、公園利用者から望見される場所に設置する場合には、海面からの高さをできる限り低く抑える等の措置を講じるものとする。

エ 河川の護岸等は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りでない。

オ 水面の埋立てに当たっては、自然海岸等を避けるなど、風景に与える影響を極力小さくすることとする。

## (2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という）によるほか、下記の取扱方針による（一部重複して記載している事項を含む）。

事業の種類	取扱方針
すべての事業	<p>基本方針</p> <p>当該地域における行為については、以下について留意するとともに、各項に掲げる要件に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・周辺の自然景観及び人文景観を損なわない。</li><li>・主要展望地、道路及び海上からの眺望を損なわない。</li><li>・貴重な野生動植物の生息・生育地内での、工作物の新築等各種自然の改変行為は極力避ける。やむを得ず行う場合は、その生息・生育地の分断等による影響が最小限となるよう措置を講ずる。</li><li>・附帯施設も含め、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとする。</li></ul>



	<p>し、安全配慮策を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化は、原則として自生種とする。ただし、当該敷地内に既に定着している植物を使用する場合はこの限りでない。</li> <li>・残土は、公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合、又は、残土処理計画が明らかで風致上の支障が生じるおそれがなく、原則として自生種により適切に緑化されることが確実に認められる場合はこの限りでない。</li> <li>・公園事業を廃止するときは、施設は撤去し、跡地は客土して修景緑化を行うこと。</li> </ul>
<p>1 道路 (1) 車道</p>	<p>① 基本方針 車道の新、改、増築に当たっては、極力自然地形に対する改変行為は小さくするものとするが、日本海側特有の豪雪に対応するため、道路勾配の緩和、線形改良、除雪帯の確保にも配慮するとともに、利用の快適性を図るため景観の優れた場所など、必要に応じて小規模な駐車場、公衆便所及び解説板等を整備するとともに、眺望伐採を適正な規模で行う。</p> <p>② 法面 ア 長大な切土又は盛土法面が生じる場合にあつては、トンネル・栈道等の工法の導入を図り、高さ及び改変面積を極力抑えるよう配慮する。</p> <p>イ 法面は、原則として自生種により緑化するものとする。</p> <p>ウ 切土法面のモルタル吹付は認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであつて、着色又は可能な限り蔓生植物等により緑化されることとなっている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>③ 擁壁 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った資材を用いるものとする。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>④ 防護柵等 ア 防護柵の色彩は焦げ茶色又は灰色とする。なお、車両用防護柵の形式は、橋梁部を除き、ガードケーブル式又はガードパイプ式とし、橋梁部では橋梁用ビーム型防護柵とする。</p> <p>イ 落石防護柵及び落石防護ネットについては焦げ茶色又は灰色とする。</p> <p>⑤ 橋梁 橋梁の色彩は、焦げ茶色又は灰色とするものとする。</p>

	<p>⑥緑化 河川や湖、海等の水面に直接隣接する道路にあっては、可能な限り水面と道路との間に、原則として自生種による修景のための植樹帯を設けるものとする。</p> <p>⑦廃道敷 ア 改良工事等により廃道となる部分については、原則として自生種により緑化するものとする。 イ 路傍駐車帯等とする場合には、可能な限り、周辺の自然環境に関する解説板や卓ベンチを設置するとともに、眺望伐採を検討するものとする。</p> <p>⑧ 標識類 公園利用施設（園地・公衆便所・野営場等）の位置を表示する案内板、標識を必要に応じて設けるものとする。意匠、色彩、構造等は、5（1）①4によるものとする。</p> <p>⑨ 附帯施設 ア 自転車道及び歩道は、車道に沿って整備されるものに限るものとする。 イ 駐車場及び公衆便所については、小規模なものを必要に応じ整備する。</p>
<p>1 道路 （2）歩道 （全域）</p>	<p>① 基本方針 ア 公園内に点在する興味地点を有機的に結合することにより、魅力ある公園作りに資するものとする。 イ 施設については、耐潮性のある資材等を適宜使用するものとする。 ウ 階段、擁壁、防護柵等の構造は、自然石、木材、擬岩ブロック等を用いて、周囲の環境と調和するよう配慮するものとする。 エ 歩道入口には案内板及び駐車場、歩道沿いには標識、解説板、卓ベンチ等の整備を行い、快適な利用ができるよう配慮するものとする。また、標識については、意匠、色彩及び構造等は5（1）①4（1）に準ずる。</p> <p>② 附帯施設 駐車場及び公衆便所については、小規模なものを必要に応じ整備する。</p>
<p>（鳥取砂丘集団施設地区）</p>	<p>第3、第4、第5、第8の各整備計画区は、歩道以外の整備は認めないものとする。</p>

<p>2 宿舎 (全域)</p>	<p>① 基本方針 形態、色彩については周囲の自然や街並みに配慮したものとする。</p> <p>② 対象 公園事業として取扱う宿舎は次の各号に該当するものとする。 ア 旅館業法に基づき、ホテル営業又は旅館営業の許可を受けたもの、又はその見込みがあるもの。 イ 宿泊定員40名以上のもの。 ウ 特定の人を対象にしないもの。</p> <p>③ 規模 各地区ごとに下記のとおり規模を定める。</p>
<p>以下を除く全域</p>	<p>・建物の高さは13m以下とする。なお、高さが現に13mを越える宿舎にあっては、既存の高さを越えないものとする。</p>
<p>大向宿舎</p>	<p>・最高部の高さは15m以下とする。</p>
<p>日和山宿舎</p>	<p>・最高部の高さは30m以下とする。</p>
<p>城崎温泉宿舎</p>	<p>・最高部の高さは30m以下とする。なお、高さが現に30mを越える宿舎にあっては、既存の高さを越えないものとする。</p>
<p>竹野宿舎</p>	<p>・建物の高さは20m以下、ただし、第1種特別地域の建物の高さは既存の高さを越えないものとする。</p>
<p>境宿舎</p>	<p>・建物は地上3階建て以下とする。</p>
<p>今子浦宿舎</p>	<p>・建物は地上3階建て以下とする。</p>
	<p>④ 意匠、色彩及び構造</p> <p>ア 基本的な考え方 建物全体のデザインは、半球形、城郭の形等奇抜なものは避け、町並み等周囲の風致景観と調和するよう配慮するものとする。</p> <p>イ 屋根の形態 軒の出のある切妻、寄棟、入母屋型式の屋根とし、陸屋根、片流れ、半球形、カマボコ型、パラペット付等の屋根は認めないものとする。また、屋根の勾配は10分の3以上10分の10以下とするものとする。ただし、同一敷地内の母屋附帯の車庫や倉庫等の小規模な建築物（建築面積10㎡、仮設にあっては15㎡以下とする）にあってはこの限りではない。</p> <p>ウ 屋根の色彩 焦げ茶色又は黒色とする。ただし、屋根瓦を用いる場合は、灰～黒色又は茶系色とし、自然素材又は銅板を用いる場合は、素地色も可とする。</p> <p>エ 外壁 外壁の色彩は、茶色、クリーム色、ベージュ色、灰色とする。ただし、自然素材(焼杉板、漆喰等を含む。)を用いる場合は、素地色も可とする。</p>

	<p>る。</p> <p>⑤ 緑化 建築物の周囲等には、必要に応じて修景のため、原則として自生種により緑化する。</p> <p>⑥ 附帯施設 ア 宿舍附帯のテニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領」について（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）によるものとする。ただし、今子浦宿舍の附帯テニスコートについては、本要領の第2の2及び5は要件としないものとする。</p> <p>イ 舟遊場は小規模なものに限るものとする。</p>
<p>（鳥取砂丘集団施設区）</p>	<p>① 基本方針 当地区内における宿舍については、第2、第7整備計画区以外は認めないものとする。</p> <p>② 建築物間の間隔 ア 第2整備計画区 ・砂丘センターを中心とする地区（県道湯山鳥取線より北）は、50m以上離す。 ・鳥取砂丘線道路（車道）沿線については、10m以上離す。 ・その他の地区は、30m以上離す。</p> <p>イ 第7整備計画区 ・30m以上離す。</p>
<p>3 園地</p>	<p>① 基本方針 ア 展望、自然観察、散策、休憩、ピクニック等、当該園地の持つ機能や性格を勘案して全体計画を策定し、計画的に整備を進めるものとする。 イ 地形、地質、植生、展望等の自然条件を活かした整備に努めるものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 展望台等の特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩及び構造等は、5（2）2④に準ずる。また、野外の運動場及び舟遊場は小規模なものに限るものとする。</p> <p>③ 標識 標識等については、意匠、色彩及び構造等は、5（1）①4（1）に</p>

	<p>準ずる。</p> <p>④ 展望施設 展望施設については、立地条件を活かすことで必要最小限の規模にとどめ、木竹の繁茂により展望が妨げられている場合は、必要に応じ木竹の眺望伐採を行うものとする。</p>
4 休憩所 (全域)	<p>① 基本方針 車道、歩道、園地等との合理的な位置を考慮し、計画的な整備を図るものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は、5(2)2④に準ずる。</p> <p>③ 緑化 建築物の周囲等には、必要に応じて修景のため、原則として自生種により緑化するものとする。</p>
(鳥取砂丘集 団地区第4整備 計画区)	<p>① 基本方針 風致の維持に重点を置き、鳥取砂丘線道路(車道)の南は、歩道及び休憩施設(附帯施設含む。)以外は認めない。また、北側は歩道(附帯施設含む。)以外は認めないものとする。</p> <p>② 規模等 ア 高さは10m以下、建蔽率は10%以下とする。 イ 休憩所間の間隔は、150m以上とる。 ウ 壁面線は、鳥取砂丘線道路(車道)の路肩より20m以上後退させる。 。</p>
5 野営場 (全域)	<p>① 基本方針 ア 地区の特性を生かしつつ、国立公園内の野営場として、快適な利用環境が確保されるよう施設の整備充実を図るものとする。 イ 場内の環境を清潔に保つため、定期的に清掃等を行うものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は、5(2)2④に準ずる。また、野外の運動場及び舟遊場は小規模なものに限られるものとする。</p> <p>③ 立入規制</p>

	<p>野営場以外への立入りにより、植物の損傷や裸地化、利用者への危険の恐れがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備するものとする。</p>
(鳥取砂丘集団施設地区第9整備計画区)	<p>① 基本方針</p> <p>フリーテントサイトを主体とした野営場を整備するものとする。</p>
6 運動場	<p>① 基本方針</p> <p>大規模な土地の改変を伴うことがなく、地形や植生等の自然条件を活かした施設の整備に努めるものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>ア 建築物、駐車場等の附帯施設については、必要最小限の規模とするものとする。</p> <p>イ テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領」について（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）によるものとする。</p> <p>ウ 夜間照明施設は、公園事業道路、主要展望地及び海上から望見されない場合に限るものとする。</p> <p>エ フェンスの色彩は、焦げ茶色、灰色又は緑色とするものとする。</p>
7 水泳場	<p>① 基本方針</p> <p>ア 自然海岸における海水浴利用の安全性及び快適性の維持、向上に努めるものとする。</p> <p>イ 利用水面をブイで表示するとともに、水上バイクと海水浴の利用場所を分ける等、利用者の安全確保、管理体制の強化に努めるものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>特別な用途の場合を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は、5（2）2④に準ずる。</p>
8 舟遊場 (多鯰ヶ池)	<p>① 基本方針</p> <p>地形の改変を極力抑えるよう留意するとともに、多鯰ヶ池の水質保全に留意するものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>整備に当たっては、手こぎボートでの利用に限定した施設とする。</p>
9 駐車場	<p>① 基本方針</p> <p>ア 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意するものとする。</p>

	<p>る。</p> <p>イ 施設については、利用者数に応じた適正な規模となるよう留意するものとする。</p> <p>② 緑化 駐車場の周囲等は、必要に応じて修景のため、原則として自生種により緑化する。</p>
10 索道運送施設（全域）	<p>基本方針</p> <p>整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意するものとする。</p>
鳥取砂丘	<p>リフト敷きの規模の拡張は認めない。なお、リフトの建替えについては、最大運送量の増加を伴うものは、認めない。</p>
大師山線	<p>地区の利用者数に応じた適正な輸送量となるよう留意するものとする。</p>
11 給水施設	<p>基本方針</p> <p>ア 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意するものとする。</p> <p>イ 施設については、地区の利用者数に応じた適正な規模となるよう留意するものとする。</p>
12 排水施設	<p>基本方針</p> <p>ア 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えるよう留意するものとする。</p> <p>イ 施設については、地区の利用者数に応じた適正な規模となるよう留意するものとする。</p>
13 水族館（日和山）	<p>① 基本方針</p> <p>山陰海岸国立公園の特徴的な海洋生物に関する理解が進むよう、解説及び展示に努めるものとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>特別な用途の場合を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は、5（2）2④に準ずる。</p>
14 博物展示施設	<p>① 基本方針</p> <p>自然情報の提供機能を備えた、自然とのふれあいを増進するための基幹施設として整備するものとする。</p>

	<p>② 附帯施設の取扱い        特別な用途の場合を除き、建築物の意匠、色彩及び構造は、5（2）2④に準ずる。</p>
<p>（鳥取砂丘集団施設地区）</p>	<p>① 基本方針        砂丘の自然紹介や自然情報の拠点として整備するものとする。</p> <p>② 建築物等        ア 高さは13m以下、建蔽率は20%以下とする。        イ 砂丘から望見されないよう、砂丘との間にマツ林を確保し、建物等はマツ林より突出しないものとする。</p> <p>③ 緑化        施設の周囲等には、必要に応じて修景のため、原則として自生種により緑化するものとする。</p>
<p>15 ゴルフ場</p>	<p>① 基本方針        ゴルフコースの規模の拡大は認めないものとする。なお、コースの付替えについては、ゴルフ場内の既存コースの面積の増加を伴うものは認めない。</p>



(3) 許認可に関する事項

- ア 許認可事務に係わる事務職員等による研修会を設け、相互研鑽、情報交換を図るものとする。
- イ 許認可事務の迅速化を図るため、事務処理に係わる機関の連絡調整を密にするものとする。
- ウ パトロールを適宜行い、適正な公園管理を図るものとする。

(4) 鳥取砂丘特別地域内における催事等の施行に関する事項

鳥取砂丘の第2種特別地域内において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物の新築等を行う場合には鳥取市に届け出る。鳥取市は、催事の内容の適否について鳥取砂丘催事連絡会に審査を委嘱し、審査により適当と認められた催事については届出者に通知するとともに、工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を近畿地方環境事務所長へ通知する。